

寒川総合図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、企業、団体等の協力により、雑誌の充実を図るため、寒川総合図書館（以下「図書館」という。）雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館雑誌スポンサー制度 雑誌スポンサーから提供された雑誌を図書館の利用者の閲覧に供するとともに、当該雑誌および雑誌架（以下「雑誌等」という。）に当該雑誌スポンサーの名称等の広告を表示する制度をいう。
- (2) 雑誌スポンサー 事業活動を行う法人その他の団体又は個人事業主で、図書館が利用者の閲覧に供する雑誌を図書館に提供するものをいう。

(雑誌スポンサーの要件)

第 3 条 雑誌スポンサーとなることができるものは、図書館に 1 年以上雑誌を提供できるもので、次の各号に掲げる業種又は事業者のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業等に該当するもの
- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 33 条第 1 項の規定による再生手続開始の決定、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 41 条第 1 項の規定による更生手続開始の決定及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 30 条第 1 項の規定による破産手続開始の決定を受けたもの
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項及び第 2 項に違反している事業者
- (7) 寒川町暴力団排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等に該当するもの
- (8) 町税を滞納しているもの
- (9) 町の指名停止措置を受けているもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告の表示の対象とすることが適当でないと寒川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める業種又は事業者

(広告の内容)

第 4 条 雑誌等に表示することができる広告の内容は、図書館の公共性、品位等を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法律等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教的活動に関するもの
- (4) 意見広告又は名刺広告に類するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 求人広告に類するもの
- (7) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 青少年の健全育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が広告として適当でないとするもの

(広告の表示方法等)

第 5 条 広告の表示方法、表示位置、規格等は、教育委員会が別に定める。

(広告の表示期間)

第 6 条 広告の表示期間は、原則として 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、年度の途中で申込みがあった場合で次条第 2 項の規定による雑誌スポンサーの決定があったときは、当該決定のあった日の属する月の翌月から翌年 3 月 31 日までとする。

(雑誌スポンサーの申込み及び決定)

第 7 条 雑誌スポンサーになろうとするものは、教育委員会が別に定める雑誌一覧のうちから提供しようとする雑誌を選定し、寒川総合図書館雑誌スポンサー申込書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に申し込まなければならない。

- (1) 広告の案
 - (2) 雑誌スポンサーになろうとするものの事業等の概要
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるもの
- 2 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、その諾否を決定し、寒川総合図書館雑誌スポンサー決定（不決定）通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。
 - 3 教育委員会が別に定める募集期間において、同一の雑誌に複数の申し込みがある場合は、抽選により決定するものとする。ただし、次条第 4 項の規定により継続して雑誌を提供する意思があるものとみなされた場合は、当該雑誌スポンサーを優先させるものとする。
 - 4 募集期間以外の期間において、同一の雑誌に複数の申し込みがある場合は、先着順により決定するものとする。

(雑誌の提供等)

第 8 条 前条第 2 項の規定により雑誌スポンサーの決定を受けたものは、広告の表示期間において、書店等（雑誌の発売日当日に図書館に納入できるものに限る。）と当該年度末までの購読契約を締結するものとする。

- 2 前項の購読契約を雑誌スポンサーと締結した書店等は、雑誌の発売日当日に図書館に納入するものとする。ただし、別冊等は、この限りでない。
- 3 図書館に提供する雑誌の購入費は、雑誌スポンサーが全額負担し、書店等に直接支払わなければならない。
- 4 広告の表示期間満了の3箇月前までに雑誌スポンサーから雑誌の提供の中止の意思表示がない場合は、当該広告の表示期間の翌年度においても雑誌を提供する意思があるものとみなし、その後もまた同様とする。

(広告の表示内容の変更)

第9条 雑誌スポンサーは、広告の表示内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする表示内容を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の変更は、毎年度2回までとする。

(雑誌提供の中止の申出)

第10条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の3箇月前までに教育委員会に申出なければならない。

(雑誌スポンサーの取消し)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの決定を取り消し、広告の表示を抹消することができる。この場合において、教育委員会は、雑誌スポンサーに損害が生じてもその責めを負わない。

- (1) 雑誌スポンサーが前条の規定により雑誌の提供の中止を申出た場合で、これを承認したとき
- (2) 雑誌スポンサーが第3条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき
- (3) 偽りその他不正な行為により雑誌スポンサーの決定を受けたとき
- (4) この要領に違反したとき

(雑誌の休刊等の取扱い)

第12条 雑誌スポンサーが提供している雑誌が休刊又は廃刊となった場合の取扱いは、教育委員会と雑誌スポンサーで協議して決定するものとする。

(広告の内容に関する責任)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は雑誌スポンサーが負い、広告の表示に関して第三者に対し損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの責任において解決するものとする。

(雑誌の所有権)

第14条 雑誌スポンサーから提供された雑誌の所有権は、寒川町教育委員会に帰属する。

(補足)

第15条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。